令和４年度第１回田川市経営評価改革推進委員会次第

日時：令和４年８月１日（月）１６時１５分～１７時

場所：田川市役所４階　第２委員会室

１　開会

２　委員紹介

⑴　委員紹介・・・資料１（田川市経営評価改革推進委員会委員名簿）

⑵　委員長選任

⑶　副委員長指名

３　挨拶

⑴　市長挨拶

⑵　委員長挨拶

４　議事

⑴　田川市第７次行政改革大綱について（諮問）　・・・資料２

⑵　田川市第７次行政改革大綱の策定について　・・・資料３

⑶　今後のスケジュール（予定）について　・・・資料４

⑷　次回の開催日程について

⑸　その他

５　閉会

＜参考資料＞　田川市経営評価改革推進委員会設置条例　・・・参考資料１

田川市経営評価改革推進委員会設置条例施行規則　・・・参考資料２

田川市経営評価改革推進委員会傍聴規程　・・・参考資料３

資料１

田川市経営評価改革推進委員会委員名簿

令和4年7月10日現在

氏名	主な行政関係経歴	所属	任期
神　谷　英　二	田川市総合計画審議会会長 みやこ町行政改革推進委員会委員長 香春町行政改革推進委員会会長 香春町総合戦略検証委員会委員長 田川市市民プール指定管理業務に係る調査検証委員会委員	福岡県立大学 人間社会学部教授	R4.7.10～ R9.7.9
美　谷　　薫	田川広域水道企業団水道料金等審議会副会長 嘉麻市行政経営推進審議会会長 中間市水道事業あり方検討委員会委員長 香春町立小中学校再編推進審議会会長 宇都宮市役所市政研究センター専門研究嘱託員	福岡県立大学 人間社会学部准教授	R4.7.10～ R9.7.9
和　田　　徹	（政策支援課 地域政策監）	福岡県 企画・地域振興部 市町村振興局政策支援課	R4.7.10～ R5.3.31
横　道　秀　美	田川市総合行政アドバイザー 田川市行政改革推進委員会委員	元トヨタ自動車九州（株）車体部次長	R4.7.10～ R9.7.9
佐　藤　元　治	田川市政治倫理審査会委員 田川市立病院経営改善推進委員会委員 田川市指定管理者選定委員会委員 田川市市民プール指定管理業務に係る調査検証委員会委員	公認会計士	R4.7.10～ R9.7.9
米　丸　知　之	田川市産業振興会議実務責任者会議実務責任者	田川青年会議所 理事長	R4.7.10～ R9.7.9
花　石　恵　子	元田川市職員 田川広域水道企業団水道料金等審議会委員 田川市地方創生・人口減少対策有識者会議委員 後藤寺駅前整備基本計画策定会議会員 田川市国民健康保険運営協議会委員	星美台区長 TAGATAN CLUB代表 合同会社 Community Design TAGAWA代表	R4.7.10～ R9.7.9

資料２

田経行第３７号

令和４年８月１日

田川市経営評価改革推進委員会委員長　殿

田川市長　二　場　公　人

（経営企画課行政改革推進係）

第７次行政改革大綱について（諮問）

田川市経営評価改革推進委員会設置条例（平成２４年条例第１７号）第２条第１項第２号の規定により、第７次行政改革大綱について、下記のとおり諮問します。

記

１　デジタル化による業務改善と効率化の推進

２　人財育成と組織マネジメント強化による業務成果の向上

３　財政の健全化推進

（諮問理由）

現大綱の策定から５年が経過し、新型コロナウイルス感染症への対応を契機とした社会的なデジタル化の要請、人口減少や少子高齢化の一層の進展、ＳＤＧｓへの対応、豪雨等の災害対策など、本市を取り巻く状況は、大きく変化しています。

限られた予算と人員により、このように増加し続ける行政課題に対応し、かつ、業務の成果を上げていくためには、デジタル化による業務効率化や、職員個々のスキルアップ及び組織マネジメントの強化を図ることが必要です。

また、アフターコロナ時の厳しい地方財政が予見される中、本市の財政健全化の取組についても、行政改革に関する国の要請事項を踏まえつつ、引き続き推進していくことが必要です。

以上を踏まえ、「デジタル化による業務改善と効率化の推進」「人財育成と組織マネジメント強化による業務成果の向上」「財政の健全化推進」の３点を取組の柱とした第７次行政改革大綱について諮問するものです。

資料３

田川市第７次行政改革大綱の策定について

令和４年８月１日　経営評価改革推進委員会資料

１　行政改革大綱について

行政改革大綱（以下「大綱」という。）は、行政改革の基本方針を示すものであり、昭和 60 年に国の求めに応じて全国の地方自治体で相次いで策定されて以来、最近では総務省の要請に基づき平成 17 年度頃に多くの自治体で更新策定されている。その後も、厳しい地方財政の状況を踏まえ、引き続き行政改革に対する積極的な取組が求められているが、現在、「大綱を策定すること」に関する総務省等からの直接的な要請はなされていないため、**大綱の策定は当該地方自治体の任意**により行われている。

２　大綱の策定状況について

本市では、第１次（S60 年度～）から第６次（～R4 年度）に渡り大綱を策定し、行政改革を推進してきている。

一方、大綱策定は任意であることから、筑豊管内の他市では、大綱を策定せず、実施計画（実行プラン等）のみで行革に取り組んでいるケースや、総合計画に行革事項を盛り込むなどしているケースもあるが、７団体中４団体が大綱に基づく行政改革を実行しており、うち３市は、これまでの本市と同様、大綱計画期間終了後に新たな大綱を更新策定している。

表１　筑豊各市の「行政改革大綱」策定状況

【参考】

団体名		直方市	飯塚市	行橋市	豊前市	中間市	宮若市	嘉麻市	有（○）の計 ※７団体中	福岡県
行政改革大綱	有:○ 無:－	－ （総合計画）	○	－ （総合計画）	○	－ （実行プラン）	○	○	４団体（57%）	○
	策定時期	－	H25年7月	－	R3年2月	－	H18年12月	R3年4月		R4年3月
	計画期間		H26～R5		R3～R7		定めなし	R3～R7		R4～R8
更新※	**有：○ 無：－**	**－**	**○**	**－**	**○**	**－**	**－**	**○**	**３団体（43%）**	**○**

※更新＝大綱計画期間終了後、次期大綱策定の有無

３　大綱策定に係る本市の方針について

⑴　次期大綱の策定について

大綱の策定は任意であり、大綱を策定する場合は一定の作業量を伴うものであるが、以下の理由により**「田川市第７次行政改革大綱」（以下「次期大綱」という。）を策定する**こととした。

（大綱を策定すべき理由）

ア　本市の財政状況及び財政見通しは依然として厳しく、引き続き行政改革の取組を推進する必要があること。

イ　行政改革に特化した基本方針を定めて公表することにより、本市の積極的な姿勢を内外に示すとともに、計画達成の責任を明確にすることで達成度の向上を図ることができること。

ウ　大綱に基づく行政改革の実行は、これまでの６次に渡る本市行政改革の方針に沿うものであること。

エ　筑豊他市及び福岡県においても、大綱に基づき、積極的な行政改革の取組がなされていること。

⑵　次期大綱の計画期間について

現在進行中の第６次大綱の計画期間が令和４年度末をもって満了するため、**令和５年度を計画期間の始期とする次期大綱を策定する。**

また、次期大綱の**計画期間は、**第６次大綱と同様に**６年間**とし、あわせて令和５年度から令和６年度までの２年間の具体的な実行計画として、第１期実施計画を策定する。

表２　本市行政改革大綱の計画期間

年　度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
行革大綱名		第５次行政改革大綱					第６次行政改革大綱						**第７次行政改革大綱**					
	実施計画	第５次行政改革実施計画					第１期		第２期		第３期		**第１期**		**第２期**		**第３期**	

⑶　次期大綱の基本方針について（諮問内容）

◎課題	限られた予算と人員で、コロナ対策など、年々増え続ける行政課題に対応していかなければならない。
	住民満足度向上のため、仕事の成果も上げる必要がある。
	行政の継続性を担保するため、財政健全化に向けた取組も必須である。

↓

☆　３つの取組を柱とした行政改革大綱を定めて実行する。

↓

☆　デジタル化による業務改善と効率化の推進（未来に向けた新たな取組項目。時代の要請にもマッチ。本市DX推進方針と連携。）

☆　人財育成と組織マネジメント強化による業務成果の向上（行革による体質改善の最も重要な要素。行革項目として他団体でも注目度が高い。）

☆　財政の健全化推進（アフターコロナ時の厳しい地方財政を乗り切る。）

≪参考≫

（諮問理由）

現大綱の策定から５年が経過し、新型コロナウイルス感染症への対応を契機とした社会的なデジタル化の要請、人口減少や少子高齢化の一層の進展、ＳＤＧｓへの対応、豪雨等の災害対策など、本市を取り巻く状況は、大きく変化しています。

限られた予算と人員により、このように増加し続ける行政課題に対応し、かつ、業務の成果を上げていくためには、デジタル化による業務効率化や、職員個々のスキルアップ及び組織マネジメントの強化を図ることが必要です。

また、アフターコロナ時の厳しい地方財政が予見される中、本市の財政健全化の取組についても、行政改革に関する国の要請事項を踏まえつつ、引き続き推進していくことが必要です。

以上を踏まえ、「デジタル化による業務改善と効率化の推進」「人財育成と組織マネジメント強化による業務成果の向上」「財政の健全化推進」の３点を取組の柱とした第７次行政改革大綱について諮問するものです。

資料４

今後のスケジュール（予定）について

令和４年８月１日　経営評価改革推進委員会資料

１　今後のスケジュール（予定）について

⑴　令和４年８月　　行革大綱について諮問（市長→委員会）

⑵　令和４年８月～１１月　　答申内容の審議・答申書の作成（委員会）

⑶　令和４年１１月　　行革大綱について答申（委員会→市長）

⑷　令和４年１１月～１２月　大綱案作成（事務局）、大綱案の審議・決定（市行政改革推進本部）　**【大綱策定完了】**

⑸　令和４年１２月～翌２月　実施計画案作成（事務局）

⑹　令和５年３月　　実施計画案の審議・決定（市行政改革推進本部）　**【実施計画策定完了】**

	令和４年										令和５年							
	８月		９月		１０月		１１月		１２月		１月		２月		３月		４月	
⑴　諮問（市→委員会）																		
⑵　答申内容の審議（委員会）																		
⑶　答申（委員会→市）																		
⑷　大綱策定（市）																		
⑸　実施計画案の作成（市）																		
⑹　実施計画策定（市）																		
（次期大綱の取組開始）																		
委員会開催（予定）	●		●		●		●						●					

参考資料１

○田川市経営評価改革推進委員会設置条例

平成24年7月3日
条例第17号

（設置）

第1条　社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な手法により総合計画に掲げた本市の将来像を実現するため、田川市経営評価改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査審議する。

(1)　総合計画の推進及び進捗管理に関すること。

(2)　行政改革の推進及び進捗管理に関すること。

(3)　行政評価の推進及び進捗管理に関すること。

2　前項の規定にかかわらず、委員会は、設置目的達成のため必要と認める場合は、市長に対して助言することができる。

（組織）

第3条　委員会は、10人以内で組織する。

2　委員は、市政について優れた識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（委任）

第6条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成24年7月10日から施行する。

（田川市行政改革推進委員会設置条例の廃止）

2　田川市行政改革推進委員会設置条例（平成7年条例第1号）は、廃止する。

参考資料２

○田川市経営評価改革推進委員会設置条例施行規則

平成24年7月4日
規則第16号

（設置）

第1条　この規則は、田川市経営評価改革推進委員会設置条例（平成24年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条　委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第3条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（小委員会）

第4条　委員会は、必要に応じ小委員会を設置することができる。

2　小委員会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3　小委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

（資料等の提出）

第5条　委員会は、諮問事項の調査又は審議に必要な資料又は説明を市長に求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成24年7月10日から施行する。

（田川市行政改革推進委員会設置条例施行規則の廃止）

2　田川市行政改革推進委員会設置条例施行規則（平成7年規則第5号）は、廃止する。

田川市経営評価改革推進委員会会議傍聴規程

（趣旨）

第１条　この規程は、田川市経営評価改革推進委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第３条　一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて定める。

（傍聴の手続）

第４条　会議を傍聴しようとする者は、傍聴届（様式第１号）に住所、氏名及び年齢を記入の上、田川市経営評価改革推進委員会（以下「委員会」という。）の事務局に提出し、傍聴証（様式第２号）の交付を受けなければならない。

２　傍聴証は、原則として開会予定時間の３０分前から先着順に交付する。ただし、開会予定時間の３０分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、抽選で傍聴人を決する。

（傍聴証の返還）

第５条　傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを委員会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

⑴　銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

⑵　プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

⑶　はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

⑷　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、テープレコーダー、カメラ、ビデオの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて会長の許可を得た者を除く。

⑸　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

⑹　下駄、木製サンダルの類を履いている者

⑺　酒気を帯びていると認められる者

⑻　異様な服装をしている者

⑼　その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

２　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

⑴　会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

⑵　会議において私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

⑶　みだりに席を離れないこと。

⑷　飲食及び喫煙をしないこと。

⑸　携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。

⑹　たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。

⑺　他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

⑻　前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第８条　傍聴人は、傍聴席において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（職員の指示）

第９条　傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

（傍聴の制限）

第１０条　会議において、出席委員の過半数の賛成があった場合は非公開とする。

２　傍聴人は、委員会が非公開とする決定があったとき、又は傍聴を認めない議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第１１条　傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第１２条　この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２４年７月１０日から施行する。